

藤沢市保育施設入所選考基準

※利用調整(選考)における基準日につきましては各申込み締切日となります。

① 基礎点数

類型	細目	点数
居宅外就労 【外勤・居宅外自営】	月140時間以上、働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	10
	月112時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上)	9
	月64時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	8
	上記以外の状況で働いている	7
	月140時間以上の仕事に、内定している(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	6
	月64時間以上の仕事に、内定している(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	5
	上記以外の状況で内定している	4
居宅内就労 【仕事内容が居宅内中心・農業】	月140時間以上、働いている(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	9
	月112時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日7時間以上、若しくは週5日以上かつ1日6時間以上)	8
	月64時間以上、働いている(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	7
	上記以外の状況で働いている	6
	月140時間以上の仕事に、内定している(例 週5日以上かつ1日7時間以上)	5
	月64時間以上の仕事に、内定している(例 週4日以上かつ1日4時間以上)	4
就学	職業訓練校、専門学校、大学などに通っている(通信制の学校を除く)	※
求職中	求職活動のため、日中、外出している	3
出産	出産日又は出産予定日の前後の期間にあって、準備又は休養を要する	9
疾病、負傷	疾病、負傷により、保育が完全に不可能な場合	12
	疾病、負傷により、日中常時の保育が困難な場合	10
	疾病、負傷により、保育が部分的に困難な場合	8
心身の障がい	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者保健福祉手帳1～3級、療育手帳の交付を受けていて、常時保育が困難な場合	10
	身体障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な場合	8
	身体障がい者手帳4級以下の交付を受けていて、保育が困難な場合	7
親族の介護・看護	親族の介護・看護にあたっていて、保育が困難な場合	※
災害復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害により、その復旧に当たっている場合	12
ひとり親世帯	ひとり親世帯で、保育施設入所により自立の促進が図られると判断した場合	11
その他	児童福祉の観点から、特に保育施設入所の必要性が高いと判断した場合	12

基礎点数(加算・減算項目)

条件	点数
①児童相談所からの要請、又は児童に対する保育の必要性が、福祉事務所や関係機関等で確認された場合	+1～3
②生活保護を受給しており、就労等を行うことにより自立の促進が図られると判断した場合	+1
③審査対象の待機期間が12ヶ月以上の場合(継続した待機かつ13ヶ月目の利用調整時に加点)	+2
④地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業)、藤沢ベビーセンター、ときわぎ保育園2歳コース、湘南台つぼみを卒園する児童が引き続き、保育施設入所を希望する場合(4月審査のみ加点)	+5
⑤藤沢市年度限定保育事業を利用しており、3月で期間満了に伴い利用終了する場合(4月審査のみ加点)	+5
⑥既にきょうだいが入所している場合(同一の保育施設に限る)	+2
⑦3人以上のきょうだいが同時に希望する場合 ※内定辞退があった場合は、他の児童も内定取り消しとなる場合があります。	+2
⑧以前に利用していた児童が産休・育児休業の取得を理由に退所した後、再度同じ保育施設を希望する場合	+2
⑨在園している(していた)児童に保育料の滞納がある世帯 ※滞納月数に関わらず	-10
⑩市内の認可保育施設又は幼稚園で、保育士又は幼稚園教諭として就労(内定含む)している場合(転園申請は除く)※復職・新たな就労に限る	+6
⑪市内の藤沢型認定保育施設等の保育士として就労(内定含む)している場合(転園申請は除く)※復職・新たな就労に限る	+2
⑫在勤要件での申込み(市外在住者に適用。ただし、市内認可保育施設等の保育士等は除く)又は藤沢市に転入予定だが転入先の契約書等の提出がない場合	-8
⑬育児休業延長希望の意思がある場合(延長を希望している期間は待機点はカウントされません)	-20
⑭内定辞退をした場合(令和3年4月以降に内定辞退をしたことがある児童が再度保育所等への入所申請をした場合。入所決定するまで継続)	-2

● 基礎点数 ※ は、居宅外就労の項目に即した点数とする

● 就労の時間については、実働時間でみる

● 基礎点数「加算・減算項目」⑧は対象児童を含む申込み児童すべてに加算される

● 未提出の書類がある場合、その期間は審査の対象とはならず、待機期間としては数えません。

② 優先順位

	優先	要件
高 ↑ ↑	A	災害
	B	その他
	C	ひとり親
	D	疾病・障がい
	E	出産
↓ ↓ 低	F	居宅外就労
	G	介護・看護
	H	居宅内就労
	I	就学
	J	居宅外・居宅内就労(内定)
	K	求職中

③ 調整項目

番号	状況	点数
1	2人以上の兄弟姉妹が同時に希望する場合。	1
2	双子・3つ子等(多胎児)が同時に希望する場合。	2
3	申込み児童を認可外保育施設(託児所を除く・企業主導型保育事業の場合は地域枠利用に限る)や、ベビーシッターへ有償(月額)で預けている。一時保育(週3日以内)での利用は含まない。(※育休中は除く)	4
4	申込み児童を上記3を除く施設等に有償で預けている。認可保育施設や親族は含まない。(※育休中は除く)	2
5	住民税(税額控除を除く)が非課税世帯である。	1
6	生計を一にしている子どもが3人以上の世帯。	1
7	身体障がい者手帳(3級以上)、療育手帳もしくは精神障がい者保健福祉手帳の交付、又は要介護認定3、4、5(在宅介護に限る)を受けている同居の家族(申込み児童、保護者を除く)がいる世帯。(※疾病・障がい要件、介護・看護要件の世帯は除く)	2
8	両親どちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在。	2
9	産休・育休明けの復職。	1
10	生計中心者が失業・倒産等により、生計維持のため就労を要するとき。	2
11	ひとり親世帯で65歳未満の同居親族(申請児童の兄弟及び調整項目7に該当する世帯員を除く)がいない場合。	3
12	生活保護からの自立世帯。(審査日より1年以内に生活保護廃止となった世帯)	1
13	現在の勤務先で入所後に勤務時間・日数が増えることが確約されている場合。(現在の勤務状態が月140時間以上の世帯は除く)	1

ひとり親世帯	ひとり親要件以外の基礎点数(加算減算項目を除く)	3~12
父母世帯	もう1人の父母の基礎点数(加算減算項目を除く)	3~12

上記項目の点数が並んだ場合は次の順に判断をします。

①所得がより低い世帯 ②認可外保育施設等に預けている期間が長い世帯 ③入所待機期間の長い世帯

● 選考方法

希望順位(第1希望～)からによる判定をせず、各保育施設の希望者の中で入所優先度の高い方を選考する。(第5希望であっても、第1希望の方より優先度が高ければ選考される)

「①入所選考基準(基礎点数)+加算減算項目」→「②優先順位」→「③調整項目」の順に判断

- ①入所選考基準(基礎点数)+加算減算項目 … 父母どちらか低い方の点数
- ②優先順位 … 父・母どちらかの点数の高い方のA~Kの保育ができない状況
- ③調整項目 … ②優先順位も同一の場合、調整項目により判断

※点数の差がついた段階で、決定とする。

● 審査基準日は申込み締切日とする。

● 転園については、転居・きょうだいが別々に入所している等のやむを得ない事情がある場合を除き、原則として入所後6ヶ月間は新規申込者を優先する。(申請については入所の翌月から可能)

● 入所について、保育士等の加配が必要と判断される児童は、この選考基準をもとに別途選考する。

● 複数の施設を申し込んでいて、いずれかの施設で内定となった場合は、他施設への申込みの効力はなくなる。

● 内定の辞退があった場合、辞退した施設だけでなく、申込んだ全ての施設について取り下げ扱いとする。

辞退後に入所を希望する場合は、再度申込みの必要がある。

(辞退した月の翌月の入所選考分から受付可能 ※ただし、新規申込み扱いとする)

なお、令和3年4月審査以降は、内定辞退後に新規申し込みをされた場合、入所決定するまで基礎点数が2点減算となる。

利用調整の対象となる保育施設について

市町村で利用調整をおこなう保育施設は次のとおりです。

①認可保育所

②認定こども園（保育利用）

地域型保育事業

③小規模保育事業（少人数（定員6～19人）を対象とした保育）

④家庭的保育事業（少人数（5人まで）を対象とした保育）

⑤事業所内保育事業（会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どものほか、地域の子どもも対象とした保育）

⑥居宅訪問型保育事業（障がい・疾病などで個別のケアが必要な場合に、保護者の自宅で1対1で実施する保育）

（令和2年10月現在、藤沢市内には ⑤事業所内保育事業、⑥居宅訪問型保育事業 の開設予定はありません）

■認定こども園について

就学前の子どもに幼児教育、保育等を一体として捉え、一貫して提供する施設です。認定こども園には次の類型があります。

① 幼保連携型

幼稚園機能と保育施設の両方の機能をあわせ持つ認定こども園

② 幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育施設としての機能を備える認定こども園

③ 保育所型

認可保育施設が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園としての機能を備える認定こども園

④ 地方裁量型

幼稚園・保育施設いずれの認可もない地域の教育・保育施設による認定こども園

※幼稚園としての利用（教育利用）につきましては、施設への直接申込みとなります。認定こども園へ直接お問い合わせください。

■地域型保育事業について

地域型保育事業とは、認可保育施設や認定こども園（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。対象となる事業をご希望される場合は、認可保育施設と同じ手順でお申込みください。

※小規模保育事業、家庭的保育事業は2歳児クラスで卒園となるため、卒園後は他施設への転園が必要です。その受け入れ先を確保するため、連携施設と協定の締結をしています。（詳細は各施設又は保育課へお問い合わせください）また、小規模保育事業については定員の弾力化を行い、3歳児まで受け入れが可能な施設もあります。（25ページからの各施設紹介参照）

（藤沢ベビーセンター、湘南台つぼみ、ときわぎ保育園（2歳コース）卒園児についても同様の取扱いとなります。）

令和3年度 利用者負担 (保育料) 表

(単位:円)

区分	階層	2号認定 (3歳児クラス以上)				3号認定 (2歳児クラス以下)			
		第1子※		第2子※		第1子※		第2子※	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
生活保護世帯	A								
	B1								
市町村民税 非課税世帯	B2								
	C1								
所得割 非課税世帯	1 円以上								
	24,300 円未満								
市町村民税	24,300 円以上								
	48,600 円未満								
市町村民税	48,600 円以上								
	57,700 円未満								
所得割	57,700 円以上								
	60,700 円未満								
市町村民税	60,700 円以上								
	77,101 円未満								
所得割	77,101 円以上								
	78,900 円以上								
市町村民税	78,900 円以上								
	97,000 円以上								
所得割	97,000 円以上								
	123,000 円以上								
市町村民税	123,000 円以上								
	148,200 円以上								
所得割	148,200 円以上								
	169,000 円未満								
市町村民税	169,000 円以上								
	196,000 円以上								
所得割	196,000 円以上								
	224,000 円未満								
市町村民税	224,000 円以上								
	249,000 円以上								
所得割	249,000 円以上								
	264,000 円未満								
市町村民税	264,000 円以上								
	301,000 円以上								
所得割	301,000 円以上								
	351,000 円未満								
市町村民税	351,000 円以上								
	397,000 円未満								
所得割	397,000 円以上								
	465,000 円未満								
市町村民税	465,000 円以上								
	465,000円以上								

※「第1子」「第2子」には小学生以上の児童は含まれず、未就学児に限ります。

※「第3子」以降は無料となります。

※0歳児クラスから2歳児クラスについては、これまでに主食費は実費、副食費は保育料の一部として保護者が負担していましたが、令和元年10月からの無償化の実

施により、副食費についても実費負担になります。ただし、①年収360万円未満相当の世帯(両親共働きにあっては市町村民税額所得割額の合算が57,700円未満の世帯、ひとり親等にあっては同所得割額が77,101円未満の世帯及び生活保護世帯)②小学校入学前(同一世帯のみ)の子どものうち第3子以降の子どもにも該当する場合は、副食費が免除となります。